

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9991 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	営業の禁止又は営業以外の食品供与施設に係る業務の禁止
概要	食品衛生法では、厚生労働大臣は公衆衛生の見地から食品、添加物、器具及び容器包装について成分規格及び製造基準等を定めることができるとされ、この規定に基づいて「食品、添加物等の規格基準」が定められています。また、腐敗等の食品等の販売禁止（食品衛生法第6条）、病肉等の販売禁止（食品衛生法第10条）等の規定が設けられており、不衛生な食品や規格基準に適合しない食品等が市場に流通した場合、健康被害（食中毒）が発生している場合、施設基準に適合しない場合には、市長は営業者等に対して、営業の全部若しくは一部の禁止を命じることができます。
根拠法令等及び条項	食品衛生法第60条第1項、第61条、第68条第1項及び第3項 食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領（健康局健康推進部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置）
処分基準	人体に危害を与えなかった違反については、内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害発生のおそれのある場合とに分け、また、人体に危害を与えた違反については、危害の拡大のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害の拡大のおそれのある場合とに分け、処分内容を決定しており、詳細は別表第2の「行政処分取扱基準」のとおりです。
ホームページ	
備考	